

ジャパンライフ事件からみた行政庁の解散命令制度と破産申立権

2022年5月13日

弁護士 石戸谷 豊

目次

- I ジャパンライフの預託商法と破産手続
- II 金融分野における解散と破産
- III 解散命令制度の検討
- IV 会社法の解散命令について
- V まとめ

I ジャパンライフの預託商法と破産手続

1 ジャパンライフの商法の仕組み

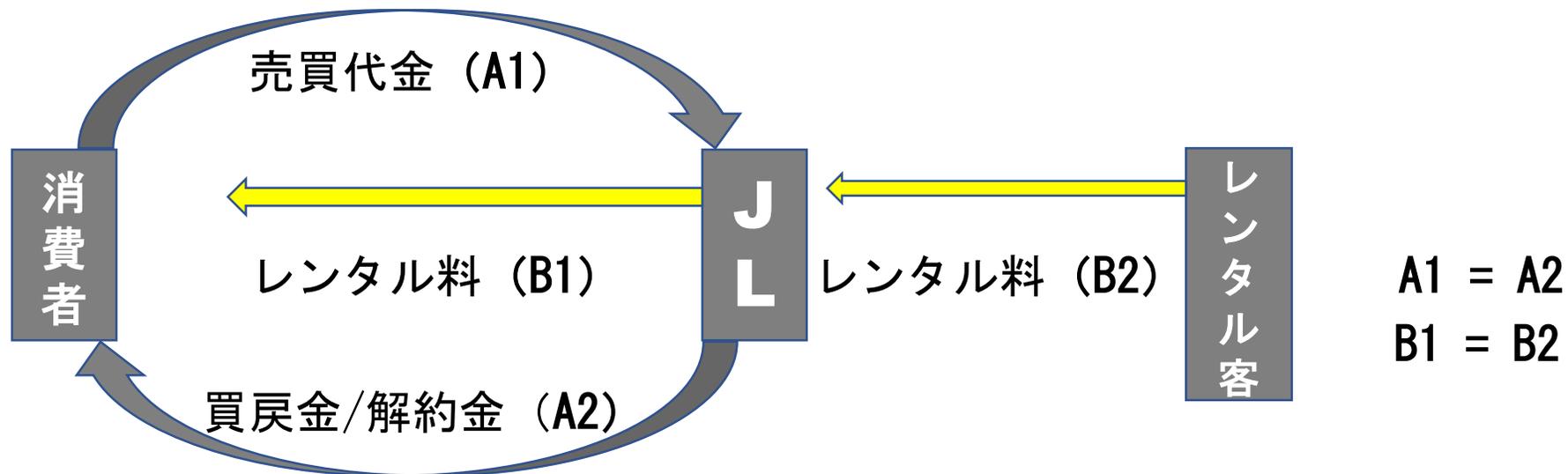
ジャパンライフが顧客（オーナー）に対し、健康によい商品だなどとして磁気ベスト等の健康器具を販売すると同時に、顧客に販売した商品についてジャパンライフが預託を受け、預託の期間（短期契約の場合6年。ただし、いつでも解約できる）、毎月年6%の賃料をジャパンライフがオーナーとなった顧客に支払う（その原資はジャパンライフが第三者に貸し出すレンタル料）、契約期間満了時あるいは解約時には当初に顧客がジャパンライフに支払った売買代金の全額が戻る。

破産管財人の調査報告により、このレンタル料は全額オーナーに支払われるため、ジャパンライフには何の利益も生まず、当初から営業として成り立たない仕組みであったことが解明されている。

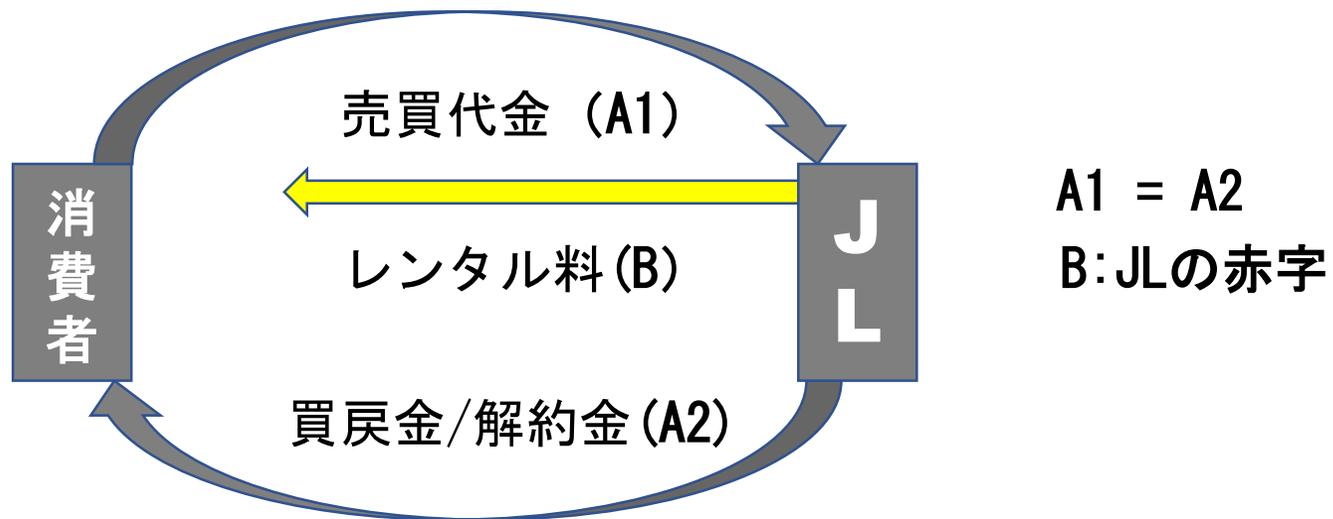
つまり、当初から自転車操業であり、典型的なポンジ・スキームである。

ジャパンライフの預託商法と資金の動き

(スキーム)



(取引実態)



2 業務停止処分と営業継続の経緯

預託商法の中核的な部分は、この預託取引の部分で、付随して、知人を勧誘すると販売金額が割り引かれる等の利益がつくことから、連鎖販売取引の規制が適用される。

契約が訪問販売であれば、訪問販売の規制もある。

【1】 第1回行政処分・2016年12月16日付

預託法と特商法に基づき、預託取引、訪問販売（売買）、訪問販売（役務提供）、連鎖販売取引の4類型について、3か月間の取引停止等を内容とする。

【2】 第2回行政処分・2017年3月16日付

預託取引、訪問販売（売買）、連鎖販売取引の3取引類型について9か月間の取引停止等を内容とする。

第1回と第2回の行政処分により、預託取引は連続して1年間の業務停止となる。

【3】第3回行政処分・2017年11月17日付

業務提供誘引販売について、12か月の取引停止等を内容とする。これは、ジャパンライフが預託取引と実質的に同じ商法を業務提供誘引販売の形式で継続したことに対応した処分である。

業務提供誘引販売契約は、顧客がジャパンライフから商品を購入する点では同じである。

しかし、預託契約の代わりにジャパンライフの商品の拡販・宣伝に従事する契約に変わり、顧客は業務提供利益を受け取るという形式である。

ところが、その業務は、「機会があるごとに随時行えばよい」という内容であるのに対し、業務提供利益のほうは毎月定額で振り込まれることになっている。

つまり、業務提供利益というのは名目だけで、預託取引契約の場合の賃貸料が支払われるという実態である。

【4】第4回行政処分・2017年12月15日付

預託取引、連鎖販売取引について、12か月の業務停止等を内容とする。

これは、第2回目の行政処分による預託取引等への業務停止期間が終了してしまうので、業務提供誘引販売やリース債権譲渡契約に転換していた契約形態を、堂々と預託取引の形式で営業できることになるため、改めて業務停止を命じたものである。

ジャパンライフは、今度はリース債権の譲渡契約という形式で営業を継続。

この取引は、ジャパンライフの第三者に対する賃貸借契約を割賦販売契約に切り替え、それをリース債権という名目で顧客に100万円額面の債権を70万円で譲渡し、月5000円の利息を支払うという外形をとる。

しかし、刑事事件において、実際にはこの契約の切り替え作業は行われておらず、何ら実態のない契約で、実質は従来 of 預託契約が継続されたものであることが明らかにされている。

3 WILL と VISION の場合

【1】 WILLの預託商法

- 2018年12月21日、WILL株式会社に対して連鎖販売取引の取引停止（15か月）等の行政処分を行った。
同社は、2015年10月にジャパンライフの元役員や元従業員らが設立した会社で、willfonというテレビ電話専用のアプリケーションが読み込まれたUSBメモリを商材として販売し、預託商法をマルチの手法で行っていた。
WILLは、連鎖販売取引の手法を回避する形で預託商法の営業継続。
- 2019年7月22日、WILL及び株式会社レセプションを含む関連会社7社に対し、特商法に基づき、訪問販売について24か月又は18か月間の業務停止等の行政処分。
- 2019年8月6日、それらの法人の代表取締役等に対して訪問販売に関する業務について、24か月又は18か月の業務禁止命令。

【2】 VISIONの預託商法

WILLから事業を承継したとするVISION株式会社、レセプションが、預託商法展開。

- 2021年3月23日、この両社に特商法に基づいて、24か月の訪問販売の業務停止、幹部2名に対して24か月の業務禁止等の行政処分。
しかし、VISIONは業務停止期間中も命令を無視して営業。
- 2021年6月23日、広島県警が特商法違反で家宅搜索。

4 破産申立の経緯と問題点

- ポンジースキーム型の場合、支払いが続いている限り苦情は表面化しない。
 - ・ 2017年4月と6月、静岡県弁護士会がジャパンライフ110番を実施。しかし、4月は5件・6月は1件だった。
 - ・ 2017年8月に愛知県弁護士会が110番を実施した。1件であった。2017年12月、支払いが止まり苦情が急増。同月26日、銀行取引停止処分。
- 先物取引被害全国研究会が2018年1月19日を中心に全国的な110番を呼びかけ。
- 2018年1月20日、全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会発足
各地に弁護団ないし相談窓口の整備を呼びかけ、全国52拠点に相談拠点設置。
- 破産申立へ
 - ・ 2018年2月9日、22名、4億5157万円の債権で破産申立。
予納金1000万円納付。同日包括的禁止命令、保全管理命令発令。
 - ・ 3月1日破産手続き開始決定。
- 被害者に破産申立のメリットが乏しく、決断が決定的に遅れる。予納金も問題。

5 消費者庁の破産申立権について

(1) 他省庁の所管法と隙間事案についての破産申立権

平成25年6月 消費者の財産被害に係る行政手法研究会
「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策について」
第2、3事業者の財産を保全するための方法 (2) 事業者の破産手続開始申立てを行うこと
(22頁)

- ① 監督官庁が存在する事業者の場合は、事業の実態をより正確に把握し得る監督官庁において検討すべき
- ② 消費者庁に付与する破産手続開始申立権限の対象としては、監督官庁が存在しないものに絞るべき
- ③ ①②を前提として対象となる事案が検討されている。

(2) 消費者庁の所管する業法についての破産申立権

この部分については検討されていないが、仮にこの意味での破産申立権があったとした場合、ジャパンライフの事案でどう想定されるか。

○破産手続開始の原因は支払い不能または債務超過。

①支払い不能の場合、2017年12月ということになり、時期的には遅い。

②債務超過を、粉飾決算のなかで明らかにするのは、相応の時間を要する。

- ・ 消費者庁の2度目の行政処分（2017年3月16日）で監査法人または公認会計士の監査を受けて報告するように求め、同年5月10日付公認会計士の「独立監査人の監査報告書」がまとめられたが、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手できなかったとして意見不表明となった。
- ・ 同年8月25日付「独立業務実施者の合意された手続き実施結果報告書」では、当面の措置として平成27年度決算において50億円の黒字から266億円の債務超過となることが報告されている。

Ⅱ 金融分野における解散と破産

検討の素材として、金融分野における免許・登録の取消と法人の解散、監督庁の破産申立の現状を見ておく

1 銀行法

解散に関する規律	破産に関する規律
<ul style="list-style-type: none">○銀行業は免許制（4条）○免許の取消し（27条、28条）○免許の取消しは解散原因（40条）○清算の特別規定（44条～46条）	<p>金融機関等の更生手続きの特例等に関する 法律490条で、監督庁が破産申立ができる。</p>

2 保険業法

解散に関する規律	破産に関する規律
<ul style="list-style-type: none">○保険業は免許制（3条）、少額短期保険業は登録制（272条）○免許の取消し（133条、134条） 登録の取消し（272条の26，272条の27）○免許、登録の取消しは解散原因（152条3項2号）○清算の特別規定（174条以下）	<p>金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律490条で、監督庁が破産申立ができる。</p>

3 金融商品取引法

解散に関する規律	破産に関する規律
<ul style="list-style-type: none">○金融商品取引業は登録制（29条）○登録の取消し（52条1項）○解散の規律はないので、登録を取消しても法人としては存続する	<p>金融機関等の更生手続きの特例等に関する法律の2010年改正により、490条1項に（証券会社だけでなく）金融商品取引業者全般を含め、監督庁が破産申立できるようにした。</p>

4 小括

- 銀行法、保険業法の場合、免許や登録の取消・解散と破産手続き開始決定申立の2つのルートがある。前者は法秩序の維持・確保の観点からの公益目的であり、後者は基本的には私人間の権利調整であるところに公共性の観点から特別な規定を置いたものと考えられる。
- そうすると、金商法分野の場合、更生特例法の2010年改正による後者の選択のほかに、前者の解散を目指す方向もあり得たと考えることができる。

Ⅲ

解散命令制度の検討

1 裁判所に対する解散命令の請求（類型Ⅰ）

【1】会社法の解散命令（会社法824条）。

法務大臣のほか株主、社員、債権者その他の利害関係人にも解散命令の申立権を認め、裁判所に判断を求める仕組み。

○ 解散命令の要件（同条1項）

次に掲げる場合で公益を確保するため存立を許すことができないと認めるとき

①会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき（1号）

②会社が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内にその事業を開始せず、又は引き続き1年以上その事業を休止したとき（2号）

③業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき（3号）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律もほぼ同様（同法261条）。

【2】宗教法人法の解散命令（宗教法人法81条1項1号）

裁判所は、所轄庁、利害関係人もしくは検察官の請求によりまたは職権で、以下の場合に、解散を命じることができる。

- ① 法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした。
- ② 宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をし、または1年以上の不活動。
- ③ 礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がなく滅失後2年以上施設を備えない。
- ④ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。
- ⑤ 認証に関する認証書を交付した日から1年を経過している場合において、当該宗教法人について認証の要件を欠いていることが判明したこと。

2 行政庁による解散命令（類型Ⅱ）

【1】 設立に行政庁の認可が必要とされる類型

行政庁による解散命令のうち、設立に行政庁の認可が必要とされている法人の類型である。

（この類型の法律の例）

A 類型

- 農業協同組合法 95 条の 2、
- 中小企業等協同組合法 106 条 2 項、
- 森林組合法 114 条
- 水産業協同組合法 124 条の 2
- 消費生活協同組合法 95 条 3 項

B 類型

- 私立学校法 62 条 1 項
- 社会福祉法人法 56 条 8 項

解散命令の要件の違い

A 類型の例・・農業協同組合法 95 条の 2 の場合

- ①法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき（1号）
- ②正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき（2号）
- ③法令に違反した場合において、行政庁が必要な措置を採るべき旨の命令をしたにもかかわらずこれに従わないとき（3号）

B 類型①私立学校法 62 条 1 項の場合

「学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。」

B 類型②社会福祉法人法 56 条 8 項の場合

「所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。」としている。

【2】会社法の準用と行政庁による解散命令を併用する類型

法人の設立には監督当局の認可は不要で会社法の解散命令の規定を準用しつつ、それとは別に行政庁による解散命令の規定も設けているという類型。

いずれも、土業の法人制度に関するものである。

	解散命令	会社法824条の準用
弁理士法	54条1項	55条3項
税理士法	48条の20	21第3項
公認会計士法	34条の21	34条の22第4号
司法書士法	48条	46条4項
行政書士法	14条の2	13条の21

解散命令の要件・弁理士法54条の場合

経済産業大臣は、弁理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その弁理士法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

【3】 設立について準則主義をとり行政庁の解散命令がある類型

令和2年12月4日成立の労働者協同組合法が、これに該当する。

○本法は、簡便な設立のため、準則主義を採用。

○行政庁（組合については都道府県知事、連合会については厚生労働大臣）には報告徴収（125条）、検査（126条）、行政処分（127条）の権限があり、解散命令については127条3項に規定されている。

○解散命令の要件

組合若しくは連合会が第1項の命令に違反したとき又は組合若しくは連合会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるとき。

3 解散命令の効果（類型Ⅱの場合）

- 会社法の清算に関する規定を準用し、必要に応じて特例を設けるものが多い。

【1】の場合

A型・・会社法の清算規定を準用し、必要な特則を置く農業協同組合法72条の3、
中小企業等協同組合法69条、森林組合法92条、水産業協同組合法77条、
消費生活協同組合法73条など。

B型・・清算に関して一連の規定を置く

私立学校法第3章第4節、社会福祉法6章6節1款、2款

【2】の解散命令の場合

会社法の清算規定を準用し、必要な特則を置く弁理士法55条3項、税理士法48条の21第3項、
公認会計士法34条の22、司法書士法46条4項、行政書士法13条の21第3項

【3】の場合

労働者協同組合法94条1項で会社法の清算規定を準用

- 清算人は債務超過の場合、直ちに破産手続き開始の申立をしなければならない（会社法484条1項）。

○独禁法 8 条の 2 の解散命令の場合

- 8 条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
 - 二 第 6 条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。
 - 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
 - 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
 - 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

8 条の 2

前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第 8 章第 2 節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

- ② 第 7 条第 2 項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

本条の解散命令は、7 条 1 項の排除措置命令（解散命令とは明記されていない）と本質的な差異はないと解されている。実例としてはカルテルを行った団体に対する解散命令の例として公取委昭和 48 年 10 月 18 日審決（昭和 48 年（勸）第 33 号）がある。

この解散命令の場合、過料・刑罰により実効性を確保する方法となっている。

IV

会社法の解散命令について

1 実務上の問題点

要件が厳格で、解散命令の申立をしたとしても、その審理に相応の時間を要する。

- ➡ 会社法の解散命令の適当な参照事例は見当たらないので、宗教法人法の解散命令の場合で検討する。

要件（再掲）

- ① 法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした。
- ② 宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をし、または1年以上の不活動。
- ③ 礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がなく滅失後2年以上施設を備えない。
- ④ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者を欠いていること。
- ⑤ 認証に関する認証書を交付した日から1年を経過している場合において、当該宗教法人について認証の要件を欠いていることが判明したこと。

○オウム真理教事件の場合

- 平成7年6月30日 東京地検検事正と東京都知事が解散命令申立
- 平成7年10月30日 東京地裁が解散命令の決定、即時抗告
- 平成7年12月19日 東京高裁が抗告棄却、特別抗告
- 平成8年1月30日 最高裁が棄却決定

○霊視商法の事件の場合

- 平成11年〇月〇日 文部科学大臣が宗教法人明覚寺の解散命令を和歌山地裁に申し立て
(和歌山地裁平成11年(チ)第4号事件)
- 平成14年1月24日 和歌山地裁が解散命令の決定、即時抗告
- 平成14年9月27日 大阪高裁が抗告棄却決定

2 ジャパンライフの事案で会社法824条1項3号を想定した場合

○要件（再掲）

次に掲げる場合で公益を確保するため存立を許すことができないと認めるとき

- ① 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき（1号）
- ② 会社が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内にその事業を開始せず、又は引き続き1年以上その事業を休止したとき（2号）
- ③ 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき（3号）

○上記③の場合、次の3点を必要とする

- ① 業務執行権限のある者の行為であること
- ② 法令・定款に定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為、または刑罰法令に触れる行為であること
- ③ 法務大臣から書面の警告を受けたが、なお継続的又は反復して当該行為をしたこと

以上の3要件の審理は非訟事件手続法によるが、相当の時間を要すると考えられる。

V

まとめ

○平成20年6月27日閣議決定

「消費者行政推進基本計画～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～」

- ・ こうした古い行政モデルは見直しの対象となり、規制緩和など市場重視の施策が推進されるようになった。
その結果、今や「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現こそが新たな公共的目標として位置付けられるべきものとなったのである。それは競争の質を高め、消費者、事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道である。・

○良質な市場の実現のためには、極悪層に対する実効性ある対応策が必要

行政庁による解散命令制度は、行政庁の破産手続開始申立権や会社法の解散命令と両立する関係にあるが、迅速な対応という面において優れている。

- ・ 破産手続開始原因は、そもそも公益目的から考えられていない。
- ・ 会社法の解散命令による場合、消費者庁→法務省による調査・申立→裁判所による審査・決定という期間を要する。

なお、刑事罰による抑止も必要であるが、ジャパンライフの事案においても強制捜査は2019年4月25日（破産手続開始決定は2018年3月1日）、公判請求は2020年10月29日であることからわかるとおり、捜査には相当の時間がかかるのが実情である。したがって、行政庁が迅速に対応できる制度は必要である。